

国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会設置要綱①

1. 設置の趣旨及び目的

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、「国・地方を通じたデジタル基盤に関して、全体最適かつ効率的なネットワーク構成となるよう、強固なセキュリティ基盤の具備、ユーザー利便性の向上、安定的な運用体制、強靱性の確保の観点も念頭に、将来像及び実現シナリオについて、具体的に検討を進めることとする。」とされているところ、「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会」をデジタル庁に設置し、総務省の協力を得ながら、総合的な観点から各分野における有識者の意見を伺いつつ検討を深めることとする。

2. 検討事項

本検討会の主な検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 低コスト高利便性、強固なセキュリティ、常時安定稼働・強靱性、ネットワーク柔軟性、ICT産業振興・国際競争力などの視点をふまえた国・地方を通じたネットワークの将来像
- (2) 将来ネットワークの実現イメージ（短期、中長期）
- (3) 将来ネットワーク実現に向けた段階的シナリオ
- (4) その他必要な事項

3. 構成員

構成員・準構成員は、デジタル技術・情報システム分野（ネットワーク、セキュリティ、システム標準化、システム管理）、自治体ネットワークに精通した学識経験者やデジタル庁、総務省等から選出することとし、国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン等について、専門的な見地から、議論や助言を行うものとする。また、構成員の内1名は、座長として本検討会を総理するものとし、構成員・準構成員は別紙に定めるものとする。

国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会設置要綱②

4. 開催期間

設置の日から令和6年度末又は報告書のとりまとめ時のいずれか早い日までとする。
(2か月に一度程度、合計4回程度の開催を想定)

5. 検討会の運営に関する事項等

- (1) 検討会は非公開、原則オンラインで開催する。
- (2) 座長は必要に応じて構成員の中から座長代理を指名し、議事を行わせることができる。
- (3) 検討会にオブザーバを置くことができるほか、検討に必要な者を参加させることができる。
- (4) 検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って決定する。
- (5) 会議の庶務は、総務省自治行政局の協力を得て、デジタル庁戦略・組織グループ、デジタル社会共通機能グループ、省庁業務サービスグループにおいて処理する。